

第1章 計画策定にあたって

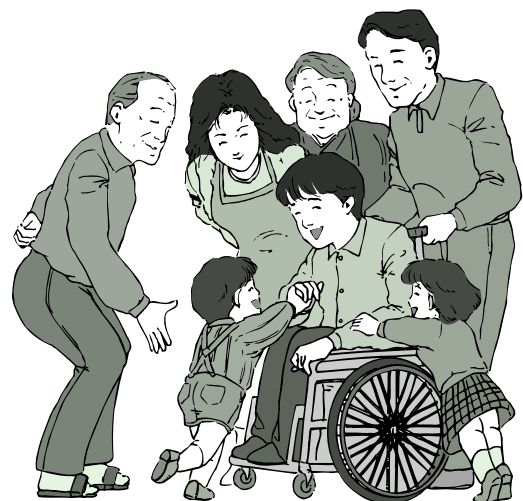
1 計画の趣旨

障害のある人の福祉サービスは、平成18年4月から従来の支援費制度に替わり「障害者自立支援法」が施行され、施設や事業を再編して、障害の種類に関わらず障害のある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されることとなりました。市町村においては、3年間で1期とした各年度における指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業ごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられ、本市でも平成19年3月に「犬山市障害福祉計画」を策定し、計画の推進に努めてまいりました。

障害者自立支援法が施行され3年が経過し、()1割を原則とする利用者負担、()事業者の減収、()サービスの質・人材確保の困難、()抜本的な制度改正に伴う混乱と新体系移行の遅れが課題として挙げられています。

国では、平成19年度・20年度の特別対策として、()低所得者世帯への月額負担上限額の軽減、()事業者に対する激変緩和措置、()新法移行等のための緊急的な経過措置を実施し、さらに、これと合わせて平成20年度に抜本的な見直しに向けた緊急措置が実施されました。これらの課題について社会保障審議会でも議論が行われ、その報告書が平成20年12月に国へ提出されています。

このような様々な変化を踏まえ、本市においても「犬山市障害福祉計画」の見直しを行い、「第2期犬山市障害福祉計画」を策定するものです。



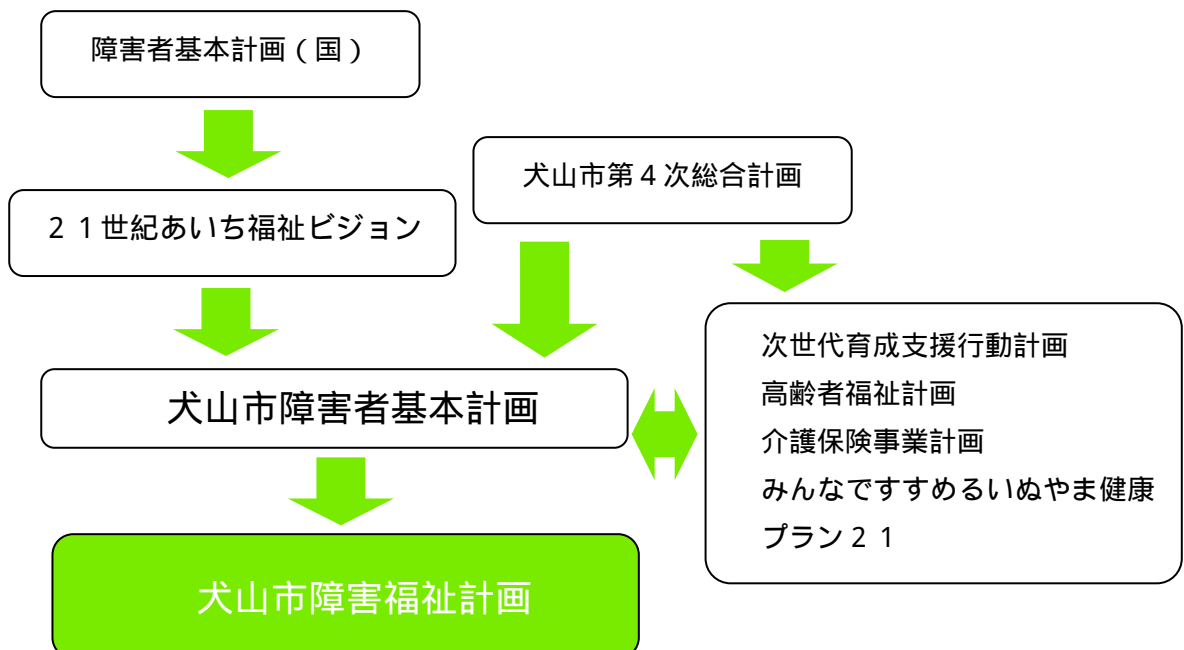
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第2期計画として策定するものです。

計画の内容については、犬山市総合計画との調整を図りつつ「犬山市障害者基本計画」を踏まえ、3年間で1期とした各年度における指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業ごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定めるものです。

	障害福祉計画	(参考) 障害者基本計画
根拠法令	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)	障害者基本法 (平成19年4月1日一部改正法施行)
性格	・各年度における指定障害福祉サービスごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画	・国の障害者基本計画及び愛知県の障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条4項の基本構想に則し、かつ、犬山市における障害者の状況を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画 (障害者基本法第9条第3項) ・長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画
位置づけ	障害者基本計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標	国の「障害者基本計画」および愛知県の「21世紀あいち福祉ビジョン」を基本とした犬山市総合計画の部門計画



(2) 計画の期間

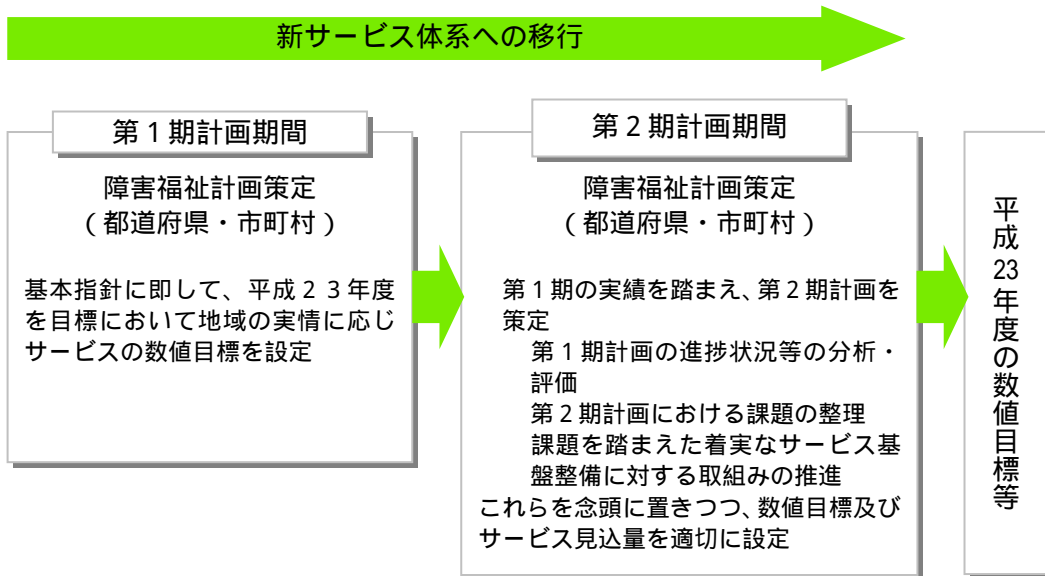
障害福祉計画は、3年間で1期として作成することとされており、第1期計画策定時に平成23年度を目標年度としています。

本計画は、第2期計画として、平成21～23年度を期間とします。

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
国	障害者基本計画	→							
	重点施策実施5か年計画	→					新計画	→	
県	21世紀あいち福祉ビジョン	→							
市	犬山市障害者基本計画		→						新計画
	犬山市障害福祉計画	→			→				
			1期		2期				

障害福祉計画の考え方

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度



3 計画の対象者

「障害者基本法」においては、障害のある人を「身体障害・知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義しています。

身体障害のある児童(身体障害児)

「児童福祉法」において、「身体に障害のある児童」という語を用いており、身体障害児は、その略称です。身体障害者福祉法に規定する障害、すなわち、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害がある18歳未満の人をいいます。

身体障害のある人(身体障害者)

「身体障害者福祉法」に規定する、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害がある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいいます。

知的障害のある人(知的障害者(児))

法的に定義づけられていませんが、厚生労働省が平成12年に実施した知的障害者(児)基礎調査では、「知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」と定義しています。

精神障害のある人(精神障害者)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する、統合失調症、中毒性精神病、精神病質その他の精神疾患を有する人をいいます。

4 将来人口と障害者数

(1) 将来人口

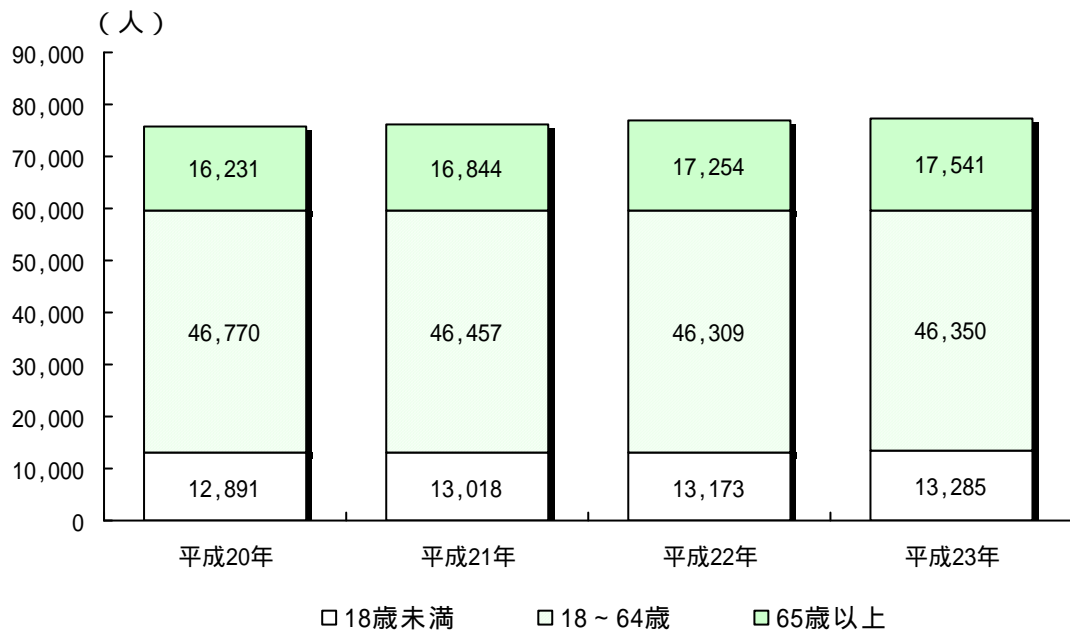
人口の推計は、平成16年から平成20年までの住民基本台帳人口及び外国人登録人口を元に、コーホート変化率法により推計しました。将来人口は緩やかに増加し、平成23年には77,176人となることが推計されます。

将来人口

(単位：人)

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
18歳未満	12,891	13,018	13,173	13,285
18～64歳	46,770	46,457	46,309	46,350
65歳以上	16,231	16,844	17,254	17,541
計	75,892	76,319	76,736	77,176

平成20年は9月30日現在
平成21年～23年は3月31日現在



(2) 障害者数

平成19年から平成20年における各月の人口に対する手帳所持者数の出現率から将来の障害者数を推計すると、以下のとおりです。

将来の障害者数の見込み

身体障害者

(単位:人)

区分	出現率	平成21年	平成22年	平成23年
18歳未満	0.34%	44	45	45
18～64歳	1.62%	753	750	751
65歳以上	9.85%	1,659	1,700	1,728
計		2,456	2,495	2,524

知的障害者

区分	出現率	平成21年	平成22年	平成23年
18歳未満	0.82%	107	108	109
18～64歳	0.60%	279	278	278
65歳以上	0.16%	27	28	28
計		413	414	415

精神障害者

区分	出現率	平成21年	平成22年	平成23年
計	0.304%	232	233	235

合計

区分	出現率	平成21年	平成22年	平成23年
計	-	3,101	3,142	3,174